

J. スチュアートの貨幣論と商業の原理¹

塩見由梨（東京大学・院）

はじめに

本報告は、ジェームズ・スチュアート『経済の諸原理に関する研究』（以下、『原理』）第一～三編での貨幣規定の比較と分析を通して、スチュアート体系における計算貨幣の必然性の解明を試みるものである。

スチュアートの貨幣論は、学史上でも先駆的な計算貨幣論のひとつとして周知のものである。早くはマルクスによって批判的にとり上げられており、近年再び注目が向けられてきている。しかし、スチュアート理論として計算貨幣論が重視されるほど、他方で次のような疑問が生ずる。計算貨幣論はスチュアート体系全五編の出発点ではなく第三編で展開されており、第二編までの需要や競争の分析には計算貨幣概念は使われていない。それならば、計算貨幣概念なしに経済分析を終えた後なぜ新たに貨幣概念を提起する必要があったのか、というのが報告の主たる問題である。今日「計算貨幣論」を評価する研究が多いことからみても、スチュアートの体系に計算貨幣の必然性が見出せるか否かはきわめて重要な課題と考えられる。

Ⅱ. 『原理』第一、二編での「貨幣」

Ⅱ. 1 計算貨幣の観念

はじめに、本項で『原理』の計算貨幣の観念を簡単に整理しておく。計算貨幣の規定は、『原理』第三編第一部第一章に与えられる。計算貨幣は相対価値の測定のための度量標準であり、商品に対する「等価物」としての実体を伴わなくとも存在し得るものである（Ⅱ 270）。また、それは価値の比率を計る単位なのだから、角度や長さの単位と同様にその大きさが均一かつ不変でなければならない（Ⅱ 271）。したがって、それ自体が商品であり他商品との間で価値の比率が変わり得る铸貨は、計算貨幣と区別されねばならない。

以上のような貨幣の規定を行なう直前の第三編序言にて、スチュアートは「前編の最後の諸章（富のバランスの振動と流通とを扱った諸章のことを言っているのだが）は、貨幣という主題を導入する意図で書かれたことに読者は気づかれたであろう」（Ⅱ 267。（）は原文）と述べている。したがって、『原理』は第二編終盤から意識的に貨幣の主題につながる議論を展開していたとみられる。ところが、『原理』で貨幣の観念が最初に導入されるのは第一編である。そこで、まず次項にて第一編の最初の貨幣規定を検討し、続けて先の「最後の諸章」の内容を確認してゆくことにする。

Ⅱ. 2 等価物としての貨幣

『原理』で最初に「貨幣」が規定されるのは、第一編第六章である。『原理』第一編は主に人口論を扱っており、貨幣も人口増殖のひとつの促進要素としてとりあげら

れる。そこでの規定の要点は「価値と呼ばれるものの普遍的尺度」と「適当な等価物」となるなんらかの財貨の二点にある（I 42）。このうち、第一の価値の尺度は、第三編の計算貨幣と重なるように読める。しかし、残る等価物としての財貨という内容は先の計算貨幣の規定と合わない。むしろこれらは、計算貨幣や価値尺度と区別されねばならないといわれた観念である。第一編での貨幣規定は、区別されるべき二つの観念を混同したものとなっているのである。さらに、第一編には貨幣を「等価物」と直接いい換える表現がしばしばみられ、ステュアートは尺度ではなく交換を媒介する等価物の側面により力点をおいていたことが読みとれる。

ここで導入された貨幣は、はじめは富者の手にあり創意で奢侈を刺激できた貧者がそれを手にする。この富の魅力が貧者の野心をかき立て、かれらは等価物を獲得するため新たな製品や奉仕、またそれらを提供する貧者の欲望に答えるような仕事を創意工夫でみつけだし、進んで労働に勤しむ。この自発的に労働する人びとが、勤労者として『原理』第二編の主要な登場人物となる。第二編第一章では、勤労が次のように定義される。「勤労とは、交易を通じてあらゆる欲望の充足に対応できる等価物を手に入れるために、自由な人間によって行われる創意ある労働のことである」（I 223）。ここで「等価物」は、第一編で導入された貨幣と同じ意味で使われている。第一編で等価物という点に比重をおいて提起された貨幣の観念は、第二編の主題のひとつである勤労の観念にもとり入れられているのである。

II. 3 勘定のための貨幣

第二編の「最後の諸章」になると、上の用法にやや変化が出てくる。それが明確にあらわれているのは、『原理』第二編第二十六章での貨幣の再規定である。この新たな貨幣規定は、土地財産の価値の流通について論ずる文脈で出てくる。土地は貴金属と同様に消耗することのない価値をもつが、鑄貨とは異なりそれ自体を等価物として流通させることができない。ここで土地財産の価値を商品の売り手が受けとる新たな方法として、再び「貨幣の導入」がいわれる（II 39）。ここではその場で清算を完了させるのではなく、移転が困難な財貨の価値を会計上で移転させるための手段として、「現実の貨幣」と「象徴貨幣」という二つの形態が挙げられる。

現実の貨幣は貴金属でできた鑄貨を指し、前項でみてきた等価物と一致する。新たに加えられる象徴貨幣は、一般に信用と呼ばれる銀行券等を指している。その額面は鑄貨と同じ名称で表示され、「当事者間の貸借を記録するための手段」として機能する。ここで、象徴貨幣があくまで鑄貨の代替物の位置にあることには留意しなければならない。象徴貨幣は紙や数字の姿で鑄貨と同様に機能するとはいえ、鑄貨に代わる度量標準になるのではない。それは土地などの等価物になり得る実体があった上で、その代理物ゆえに貨幣として通用する。したがって、象徴貨幣の導入はあくまで等価物規定の延長なのである。

以上のように、『原理』前半編での貨幣概念は等価物規定を主としており、第二編終盤もそれをさらに展開したものとなっている。しかし同時に、再規定で勘定 accounts という貨幣の新たな目的が示されたことは注目すべきである。売買という貨幣の最終目的は同じだが、最初はそのために直接的な交換手段となる等価物が導入された。流通の議論に進むと、売買を記録する手段一般にまで貨幣概念が広げられ、貨幣流通を拡張する信用の原理へ議論がつけられる。この信用を与える主体として、『原理』は商人を想定している（Ⅱ 216）。かれらの商業活動は貨幣獲得を目指す勤労の一種として第二編で開始され、第二編の最後には商業の発達がもともとの目標物であった貨幣の役割自体をも変えてゆくとされているのである。そして、勘定という新しい貨幣の目的からみて実際に流通している貨幣とはどのようなものか、この疑問こそ「計算貨幣 money of accounts」へのひとつの入り口になるのである。

Ⅲ. 計算貨幣の必然性

Ⅲ. 1 鋳貨の混乱と商業

前節では、『原理』第一、二編の貨幣は等価物規定に重点をおいていることを確認した。市場や競争にかかわる議論は、基本的にこの貨幣＝等価物規定を基礎にして展開されている。国内流通の限界を突破するために鋳貨の補助として信用が導入されるのも、主な経済理論を説いたのちのことである。ここに補助として加わった信用論が続くならば、流れはわかりやすい。しかし続く第三編は信用論ではなく貨幣論に充てられた。本節では、『原理』第三編第一部の主問題であるブリテンの鋳貨の混乱にかんする記述に注目し、なぜ第三編で改めて貨幣の本質が論じられたのか、ステュアートに内在するその理由を探る。本項では、まずブリテンの鋳貨の混乱が生じた原因について、上の問題意識との関連から読み解いてゆく。

鋳貨の混乱の根本原因は、貴金属の計算貨幣としての不適格性にある。しかし、なぜはじめは「あらゆるものに対する適当な等価物」として貨幣の地位につき得た貴金属が今になって不都合に直面しているのか、というのは改めてみると疑問である。この疑問への答えは、鋳貨の混乱をひき起す「もう一つの原因」によって明らかになる。すなわち、鋳貨の混乱は本質的原因としての貴金属の商品性ととともに、それを混乱に結びつける「交易」という要因を不可欠としているのである。

ステュアートにいわせると、多くの人びとは「貨幣」と「鋳貨」を区別していない。かれらは金貨の額面と重量が異なっても、それに注意することはほとんどなく、単に彫刻された額面をみて計算に使っている（Ⅱ 319-320）。したがって、かれらにとっては現存の鋳貨のままでも計算には十分であり、諸種の不適格性は問題にはならない。『原理』第一、二編では貴金属の商品性を無視できた理由はここにある。

しかし交易国であるブリテンには、鋳貨の商品性をつねに意識し、ステュアートのいった貨幣と鋳貨を正しく区別して行動する主体がいる（Ⅱ 320）。かれらは、金・

銀鑄貨間の交換比率と金・銀地金間の市場比価の差や、鑄貨の額面とその個片に含まれる地金の価値の差を注意深く調べ、過小評価されている鑄貨を流通から回収して利殖を行なう。こうした活動のために、鑄貨の商品性は現実の鑄貨の混乱に結果するのである。この「貨幣取り扱い業者」は、『原理』第二編から登場する商人のなかで特に貨幣の取引を行なう者を指している。するとここに、『原理』第二編と同様の経済主体の利害関係が見出される。すなわち、商人とそれ以外の主体の行動原理の対立である。第二編では、商品市場における商人と消費者・生産者の行動原理を区別し、つねに経済合理的に行動できる商人の競争上の優位を明らかにしていた。第三編では、その同じ構図が鑄貨価値をめぐる利害の対立として再び描出されているのである。

Ⅲ. 2 貨幣に対する交易の作用

続けて、ブリテンの鑄貨の混乱を引き起こす商業活動が鑄貨にいかなる影響を与えるのかを追う。それは目に見える現象としては国内流通に存在する良質な鑄貨をとり去るが、同時に、外国為替を通してポンド・スターリングの価値に均衡をもたらす（Ⅱ 330-331）。その作用をもって、外国為替は鑄貨の価値を計る「一種の観念的尺度」と呼ばれる。この表現の意味を検討してみる。

商人たちは、支払いにおける損を避けるため、通貨同士の価値比率の変動を注意深く調査する。ブリテンの鑄貨をポンド・スターリングではなく一片の貴金属として計算する為替の場では、ポンド貨の価値量の変動は決して見逃されない。また、同じ個片によって価値が異なる場合、商人たちは同じ額面で通用するもっとも軽い鑄貨でしか支払わない。こうした対外、対内支払いにおける商人の利得追求の結果として、交易の場で流通するポンドの価値は確定される。もし新たにそれ以上の価値の鑄貨がみつければ流通からとり去られ、それ以下の鑄貨があればそれで支払いがなされるようになり貨幣の価値は再び安定をとり戻す。そして、こうしたポンド価値のみえない変動は、外国通貨との比率の変動で誰の目にも明らかになる。交易を通してかかる調整が不断に行なわれることにより、ブリテンの鑄貨の価値は不断に変動しながらも、なおその時どきの「1つの確定的な貨幣単位に到達する」（Ⅱ 331）のである。

Ⅲ. 3 交易国家における計算貨幣の必然性

ここまでの議論は交易の場、したがって商人間で生ずる現象であった。本項では、商業の原理が商人間を超えて一国全体の貨幣を規制する機構、そしてその過程で混乱をひき起す商業に対してステュアートがどのような態度をとったのかを整理する。

商人以外の主体が使用する通貨の価値までもが交易の作用に規制されてゆく原理は、『原理』第三編第一部第十二章で説明される。かかる規制はまず穀物貿易を通してはたらく。国内でポンド・スターリング貨が軽くなると、たとえ国内では個数で授受されても、外国に対して支払う際にはより多くの個片が必要になる。それゆえ、ポ

ンドの軽量化は外国の穀物のポンド価格を上昇させる。すると、商人たちは自国で穀物を買いつけようと競争を行なうため、国内でも結果的にポンドの減少に比例した価格の上昇が起こる。かくして、農業者は鑄貨の重量に注意していないにもかかわらず、貨幣の価値変動に対して穀物価格は正確に規制されてくる（Ⅱ 370）。

製造品の価格の場合は、直接的には外国製品との価格関係、間接的には生産者の生計費として商品価格に上乘せられる穀物価格の変動を反映して、こちらもまた貨幣の変動に規制されてくる。またそのためには、国内のすべての種類の商品がひとつひとつ直接に海外市場と対比される必要はない。穀物をはじめとした全商品のうちのごく一部にでもポンドの変動が反映されると、それが徐々に他の商品の実質価値を規制してゆき、結果的に全土の商品の価格に影響が及ぶ。これが、交易の作用が全国のポンド・スターリングに均一性をもたらす原理である。

交易はこうして貨幣の均一化をすすめる過程で、商人以外の大半の主体に損失を負わせる。そこでステュアートは、鑄貨の混乱に乗じた不公平な損失を避けるための政策を提案した。しかしそれは、混乱をひき起した商業活動自体を禁じようとするものではない。その大枠は次の二点にまとめられる。第一に、混乱の原因となる鑄貨と貨幣の乖離を埋めること、すなわち、為政者が進んで計算貨幣の実現に動くこと。第二に、国民たちが無知ゆえに損失するのを避けるため、貨幣や勘定の原理を明らかにすること。これらは、交易が呼称のもつ価値を一定にし、貨幣を不変の尺度に近づけてゆく原理を抑えつけることではなく、その原理と大衆の利害の軋轢を最小限にとどめることを目的に立てられているのである。

以上から、『原理』の計算貨幣論は二つの面をもっていたといえる。第一に、商業が必然的に成立させるものとして。たとえばはじめに導入される貨幣が普遍的な価値尺度として設計されていなくとも、交易の原理はそうした貨幣の不均一性に不都合と利殖の機会を見出し、一定の呼称が一定の価値をもつよう不断に調整してゆく。そして第二に、鑄貨の混乱に伴う利害対立を防ぐための為政者の目標として。この第二の面に特に注目すると、計算貨幣論は貨幣の「本来あるべき姿」を説いた議論として読める。しかし、これを第一の面とあわせて理解することにより、貨幣のあるべき姿というのが『原理』第一編から、すなわち近代以前から貨幣なるもの一般にあるべきだったのではなく、交易の確立によってはじめて貨幣に不可避の性質になったのだということが理解できるのである。

ⁱ 参考文献(この他の文献は大会当日に配布する)

Steuart, Sir James [1805] *The Works, Political, Metaphysical, and Chronological, of the late Sir James Steuart of Coltness, Bart. Now First collected by General Sir James Steuart, Bart.*, 6 vols., London. なお、Steuart[1805]からの引用は原典で第1巻226頁からの引用であれば（Ⅰ 226）のように巻数と頁数を表記する。